

令和 7 年度佐賀県空き店舗対策モデル創出事業情報発信業務委託  
企画提案競技(プロポーザル方式)実施要領

令和 7 年 6 月 23 日  
佐賀県産業労働部  
産業政策課

## 1 目的

佐賀県では、空き店舗対策のモデル創出に取り組み、市町が計画的に商業振興を図るエリア内に所在する空き店舗等の活用及び流通を促進することにより、地域商業の活性化を図るため、「佐賀県空き店舗対策モデル創出事業」を実施している。

そこで本事業は、令和 7 年度佐賀県空き店舗対策モデル創出事業費補助金の補助事業者の取組内容を動画に収め、Web 記事等にて情報発信することで、空き店舗等の改装の過程や効果を可視化し、県内に所在する空き店舗等の活用及び流通を促すことを目的とする。

**【佐賀県空き店舗対策モデル創出事業とは】**

市町が計画的に商業振興を図るエリア内に所在する空き店舗等の改修を行う、まちづくり会社や不動産デベロッパー等を対象に、空き店舗等の改装費の一部を補助する事業。

参考 URL: <https://www.pref.saga.lg.jp/kiji003113963/index.html>

については、下記のとおり、令和 7 年度佐賀県空き店舗対策モデル創出事業情報発信業務委託に係る委託業者選定のための企画提案競技(プロポーザル方式)を実施する。

## 2 委託業務の概要

業務名：令和 7 年度佐賀県空き店舗対策モデル創出事業情報発信業務委託

内 容：別添 1 「業務委託仕様書」のとおり

委託上限額：別添 1 「業務委託仕様書」のとおり

## 3 参加要件

本企画提案競技(プロポーザル方式)に参加する者は、次の全ての要件を満たすものとする。

なお、参加要件の確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

〈単独事業者の場合〉

- (1) 県内法人（県内に本店又は主たる事務所を有する者）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による再生手続き又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされていない者でないこと。
- (4) 公募開始の日の 6 ヶ月前から契約の日までの間、金融機関において、不渡り手形等を出していないこと。

- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一次停止措置要領に該当する者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当するものでないこと、並びに次の②から⑦に掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。
- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - ② 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者

#### 4 募集方法

佐賀県のホームページに当該業務の企画提案競技（プロポーザル方式）を実施する旨の案内を掲載する。

#### 5 本企画提案競技（プロポーザル方式）のスケジュール及び実施方法

参加者から提出された企画提案書等について書類による企画提案競技（プロポーザル方式）審査を行い、最も優れた評価を得た者を契約候補者とする。

##### （1）スケジュール

|              |                   |
|--------------|-------------------|
| 公募開始         | 令和7年6月23日（月）      |
| 説明会（オンライン）   | 令和7年6月27日（金）      |
| 質問書受付締切      | 令和7年7月1日（火）17時まで  |
| 質問書回答        | 令和7年7月7日（月）       |
| プロポーザル参加申込締切 | 令和7年7月9日（水）17時まで  |
| 参加資格通知書送付    | 令和7年7月11日（金）      |
| 企画提案書等提出締切   | 令和7年7月16日（水）17時まで |
| 審査会          | 令和7年7月18日（金）      |
| 契約候補者決定      | 令和7年7月24日（木）（予定）  |

##### （2）質問の受付及び回答

本企画提案競技（プロポーザル方式）に関する質問は、質問書に内容を簡潔にまとめ、次により提出すること。なお、電話、来訪、口頭による質問は受け付けない。

- ① 提出書類 質問書（様式1）
- ② 受付期間 令和7年6月23日（月）～7月1日（火）17時（必着）
- ③ 提出先 佐賀県産業労働部産業政策課（担当：市丸、副島）  
住所：〒840-8570 佐賀市城内1-1-59

Mail : [sangyouseisaku@pref.saga.lg.jp](mailto:sangyouseisaku@pref.saga.lg.jp)

④ 提出方法 電子メール

- ・電子メール送信後、着信確認の電話をすること（TEL:0952-25-7182）。
- ・電子メールの表題は「質問書（質問者名）：令和7年度佐賀県空き店舗対策モデル創出事業情報発信業務委託」とすること。

⑤ 回 答 令和7年7月7日（月）までに質問者に対し、電子メールにより回答する。  
また、必要に応じ、応募者全員に回答する。

（3）説明会の開催

- ①日時 令和7年6月27日（金）10時～
- ②場所 オンライン開催（参加申込者にのみ別途説明会のURLを送付）
- ③申込先 上記（2）の③に同じ
- ④申込方法 電子メール
  - ・令和7年6月26日（木）正午までに申し込むこと。

（4）企画提案競技（プロポーザル方式）への参加資格確認

- ① 提出書類
  - ア 参加資格確認申請書（様式2）
  - イ 団体概要及び実績書（様式3）
  - ウ 誓約書（様式4）
- ② 受付期間 令和7年6月23日（月）～7月9日（水）17時まで（必着）  
期限までに必要書類の提出がなかった場合、企画提案競技（プロポーザル方式）への参加は認めない。  
提 出 先 上記（2）の③に同じ
- ③ 提出方法 郵送又は持参
  - ・郵送の場合は、簡易書留等、送達の記録が残る方法に限る。
- ④ 参加資格の確認結果は、令和7年7月11日（金）までに通知する。

（5）企画提案書等の提出

- ① 提出書類
  - ア 企画提案書（任意様式）  
別添2の「評価基準」の審査項目を確認の上、企画提案能力及び業務遂行能力等が分かるように説明すること。
  - イ 見積書（任意様式）
- ② 受付期間 令和7年7月16日（水）17時まで（必着）
- ③ 提 出 先 上記（2）の③に同じ
- ④ 提出方法 電子メール  
電子メール送信後、着信確認の電話をすること（TEL：0952-25-7182）

（6）審査会の実施

- ① 日 時 令和7年7月18日（金）  
個別の時間については、参加者に別途連絡する。
- ② 場 所 佐賀県庁 新館9階 産業労働部部内会議室又はオンライン
- ③ 実施方法 書類及びプレゼンテーション、質疑応答で審査を実施する。なお、参加申

込が多い場合は書類審査を行い、プレゼンテーション参加者の絞り込みを行う。

※プレゼンテーション、質疑応答の日時は事前に通知予定。

④ その他

プレゼンテーション、質疑応答時間は 30 分程度を目安とする。

オンラインを希望する場合は令和 7 年 7 月 17 日正午までに「(2) ③提出先」まで電子メールで連絡し、着信確認の電話をすること。接続方法等は個別に連絡する。

(7) 審査基準

審査員は、県が定める審査項目に従って審査を行い、最優秀者を決定する。

① 審査項目 別添 2 「評価基準」のとおり

② 結果通知 すべての参加者に通知する。なお、審査経緯については、公表しない。

6 契約に関する事項

(1) 契約候補者

県は、審査において評価点の最も高い者を最優秀者として、本業務委託に係る契約候補者とする。また、最低基準点をあらかじめ定め、それ以上の点数を得た参加者の中から最優秀者を選定する。

なお、最優秀者となるべき評価点の最も高い者が 2 人以上あるときは、業務遂行能力点が高い者を最優秀者とする。

ただし、次のいずれかの事由により契約を締結できない場合には、次点者を契約候補者とする。

- ① 契約候補者が、本企画提案競技（プロポーザル方式）の参加要件を満たさないこととなったとき
- ② 契約候補者が本業務の契約締結を辞退したとき
- ③ その他の理由により契約候補者と契約締結が不可能となったとき

(2) 契約金額

契約金額は、別添業務委託仕様書に記載の委託上限額を超えないものとする。

(3) 契約内容及び実施条件

① 本業務の契約内容については、候補者の提出書類等に記載された内容を尊重したうえで、候補者との協議により定める。なお、協議の過程で提案の一部（内容、金額）について変更を求めることがある。

② 企画提案書に記載した総括責任者は、特別の理由により県がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

(4) 業務の再委託

業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。また、主たる部分以外の業務などの一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ県の承諾を得ること。

(5) 契約保証金

当該契約に係る 100 分の 10 以上に相当する額。ただし、佐賀県財務規則第 115 条第 3 項に該当する場合は、契約保証金の全部を免除し、または一部を減額して契約を締結する場合がある。

## 7 その他留意事項

- (1)提出された書類は返却しない。
- (2)提出する企画提案書は、参加者1者につき1提案とし、提出後の書き換え、差し替え、追加等は、認めないものとする。ただし、誤字等の軽微なものは除く。
- (3)本プロポーザルに係る企画提案書等の作成及び提出等に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (4)虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- (5)提案に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにすること。
- (6)公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止する。
- (7)企画提案競技（プロポーザル方式）参加申込書を提出した後に辞退する場合は、速やかに8の問い合わせ先まで連絡するとともに、書面にて辞退の届出を行うこと。
- (8)この公示に基づく手続きは佐賀県空き店舗対策モデル創出事業費補助金の採択者がいない場合は中止する。その場合は、佐賀県ホームページにより公示を行います。

## 8 問い合わせ先

佐賀県産業労働部産業政策課（担当：市丸、副島）

住所：〒840-8570 佐賀市城内 1-1-59

TEL :0952-25-7182

Mail : [sangyouseisaku@pref.saga.lg.jp](mailto:sangyouseisaku@pref.saga.lg.jp)